

鹿児島県環境学習指導者人材バンク利用規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、鹿児島県のホームページを活用した「環境学習指導者人材バンク」(以下「人材バンク」という。)の管理運営及び利用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 人材バンクは、環境学習、環境保全活動及び環境保全の意欲の増進(以下「環境学習等」という。)に関心のある個人、学校、行政、団体等の自主的な活動を支援するため、インターネットを利用して環境学習の指導者に関する情報(以下「情報」という。)を提供することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 人材バンクの管理運営を行う者(「鹿児島県」をいう。)
- (2) 利用者 人材バンクが提供する情報を利用する個人、団体又は機関
- (3) 登録者 人材バンクへ情報を登録することについて管理者が適当と認め、その情報が登録された個人、団体又は機関

第2章 利用者

(利用の制限)

第4条 利用者は、人材バンクの利用に当たって、基本的人権を侵害することのないように、鹿児島県個人情報保護条例第2条第1項に定める個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

- 2 利用者は、人材バンクを通じて入手したいかなる情報も著作権法に定められた範囲を超えて使用することはできない。また、人材バンクが提供する情報を改ざんしてはならない。

第3章 登録者

(人材バンクへの情報登録)

第5条 情報の登録を行おうとする者は、別紙第1号様式により、管理者に対し、次の各号に掲げる情報について登録の申請をしなければならない。

- (1) 個人、団体又は機関を特定するための住所、氏名等の情報
- (2) 提供できる環境学習等の指導内容、施設等の情報
- (3) その他管理者が必要と認めた情報

- 2 前項の申請ができる者は、個人、団体又は機関のうち、環境学習等の指導に自主的

に取り組んでいる者又は取り組もうとする者であって、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 自ら公開を行わないこととした個人情報等を除き、登録された情報を管理者がホームページ上で公開することに同意できること。
 - (2) 自らの責任と費用で電話やインターネット等、利用者との通信手段を用意できること。
 - (3) 第7条第2項の規定により、登録された情報の全部を削除されたことがないこと。
- 3 管理者は第1項の申請の内容を審査し、その結果を申請者に通知するとともに、承認した場合には、直ちにその申請に係る情報を登録するものとする。

(登録された情報の変更・削除)

第6条 登録者が、登録された情報を変更しようとする場合には、第2号様式により管理者に申請しなければならない。

- 2 登録者が、登録された情報を削除しようとする場合には、第3号様式により管理者に申請しなければならない。
- 3 管理者は前項の申請の内容を審査し、その結果を申請者に通知するとともに、承認した場合には、直ちに登録された情報を変更又は削除するものとする。

(禁止事項)

第7条 登録者は、活動にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 政治的活動及び宗教的活動又はこれらに類する行為
 - (3) 利用者又は第三者の権利や名誉、プライバシーを侵害する行為又は侵害のおそれのある行為
 - (4) 個人情報の収集その他利用者又は第三者に不利益を与えるおそれのある行為
 - (5) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - (6) その他人材バンクの目的に反する行為又は運営に支障をきたす行為
- 2 管理者は、登録者が第4条又は前項に違反し、これを確認した場合には、直ちに登録した情報の一部又は全部を削除することができる。

第4章 管理運営

(管理運営)

第8条 人材バンクの管理運営は、鹿児島県環境林務部環境林務課地球温暖化対策室が行う。

(登録内容の開示)

第9条 管理者は、法令に基づく処分又は手続並びに身体・財産の保護のためやむを得ないと判断した場合には、登録管理情報を開示することができるものとする。

第5章 雑則

(内容の不保証)

第10条 管理者は、人材バンクで提供する登録管理情報の内容等について、その完全性、正確性などいかなる保証も行わない。

2 利用者は、人材バンクで提供する情報について、自己の責任と判断において利用するものとする。

(免責事項等)

第11条 管理者は、利用者間の紛争その他利用者が人材バンクの利用に関して生じる一切の損害についてその責を負わない。

2 利用者は、人材バンクの利用により他の利用者、若しくは第三者に損害を与えた場合又は自ら損害を被った場合には、自らの責任と費用をもって解決しなければならない。

3 管理者は、利用者がこの規約に違反、又は故意若しくは重大な過失により、管理者に損害を与えた場合には、当該利用者に対し、損害賠償を求めることができるものとする。

(規約の変更)

第12条 管理者は、必要があると認めるときは、本規約を変更できるものとする。

2 前項の変更については、人材バンク上に表示した時点から効力を発生するものとする。

(規約の範囲)

第13条 管理者が人材バンク上に掲載する利用上の決まりは、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとする。

2 利用者は、人材バンクが提供する情報を利用した時点で、本規約の内容を承諾したものとみなす。

(実施細則)

第14条 この規約に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年 9月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3年 4月 1日から施行する。